

輪島市監査公表第17号

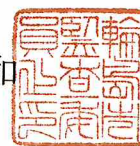
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年12月6日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年11月14日（水） 漆器商工課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から9月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○輪島市の漆器業界は輪島塗若手後継者の減少が課題となりながら有効な解決策が得られていない。生業として生活できることが伝統工芸の技術保存や次世代への伝承につながると考えられる。このため「輪島塗後継者育成奨励事業」「輪島塗漆芸作家活動支援事業」など様々な補助事業を立ち上げ支援しているが申請件数が少ないのが現状である。細かな事業を整理し、多くの事業者へ長期・継続的支援を図ることを目的に弾力的な運用可能な総合的事業制度について検討しても良いのではないか。

○ふるさと納税に関しては総務省の定めるルールの中で知恵を出し、本市の地域振興のために引き続き努力していただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。